

札幌市告示第 5097 号

令和 6 年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、下記のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 13 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

札幌市税条例（昭和 25 年条例第 44 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年札幌市告示第 131 号において別途札幌市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 31 日とする。

都道府県	地域
石 川 県	七尾市、羽咋郡志賀町